

広島県告示第三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によつて、県
営二河住宅、県営登町住宅、県営寺迫住宅、県営警固屋住宅、県営阿賀住宅、県営豊栄住宅、
県営鍋山住宅、県営此原住宅、県営昭和住宅、県営宮ヶ迫住宅、県営第三焼山住宅、県営広
住宅、県営小坪住宅及び県営長浜住宅並びに県営二河住宅駐車場、県営寺迫住宅駐車場、県
営警固屋住宅駐車場、県営阿賀住宅駐車場、県営豊栄住宅駐車場、県営鍋山住宅駐車場、県
営此原住宅駐車場、県営宮ヶ迫住宅駐車場、県営第三焼山住宅駐車場、県営広住宅駐車場、
県営小坪住宅駐車場及び県営長浜住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者 名 称	住 所	委 託 し た 年 月 日 (委 託 期 間)
ビルツクス株式会社	呉市阿賀南一丁目八番四九号	平成二十二年一二月二十五日 (平成二三年四月一日) 平成二七年三月三一日